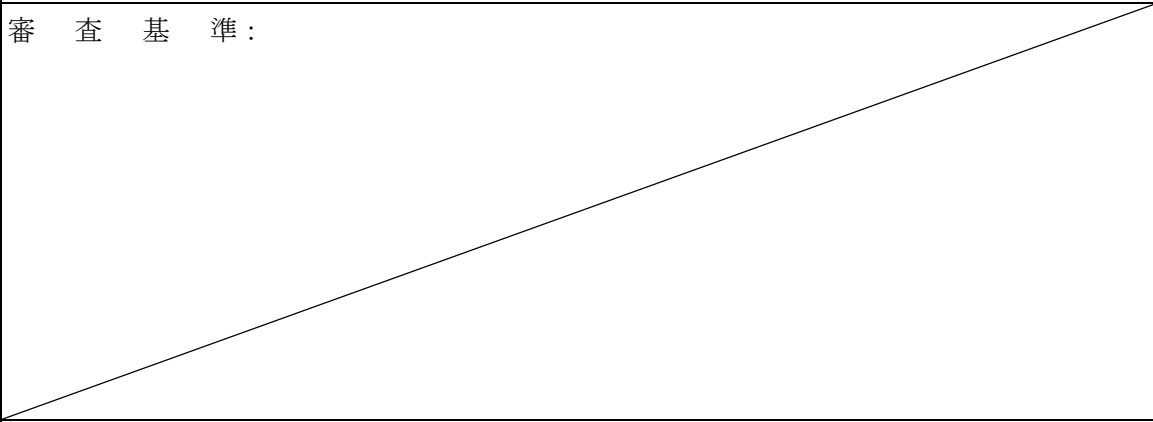


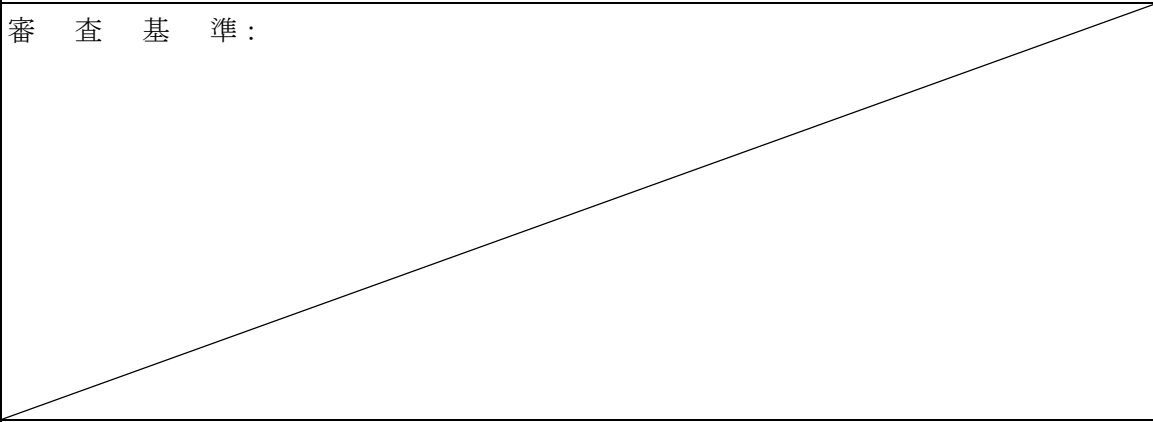
審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)
根 拠 条 項：第59条第 9 項
処 分 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 原子炉等規制法第59条第 9 項（運搬証明書の書換え） 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の記載事項変更の届出）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2 日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察本部の許可等事務を担当する生活安全担当課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日 作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)
根 拠 条 項：第59条第10項
処 分 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 原子炉等規制法第59条第10項（運搬証明書の再交付） 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条（運搬証明書の再交付の申請等）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2 日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察本部の許可等事務を担当する生活安全担当課の窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：